



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大和自動車交通株式会社
代表者名 取締役社長 新倉 能文
(コード番号 9082 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員総務部長 齋藤 康典
(TEL . 03 - 3561 - 7161)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 102 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

(下記条文の下線部分を変更いたします。)

現 行	改 定
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 8 条 <u>(株券の発行)</u> <u>当社は、「株式取扱規程」の定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 9 条 (単元株式数) (条文省略)	第 8 条 (単元株式数) (現行どおり)
第 10 条 <u>(単元未満株券の不発行)</u> <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)

<p>第11条（単元未満株式についての権利） <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> （1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利 <p>第12条（単元未満株式売渡請求） （条文省略）</p> <p>第13条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第14条（株式取扱規程） <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡請求その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</u></p> <p>第15条～第47条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）会社法第 189 条第 2 号各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利 <p>第10条（単元未満株式売渡請求） （条文省略）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条（株式取扱規程） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡請求その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第13条～第45条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
--	--

以 上